
日露技術ニュース

No.1(2) 2008年11月

トルクメニスタン法律 「炭化水素資源について」

「日露技術ニュース」は、日本からロシアへ、またロシアから日本へ、石油・ガス産業あるいはそのサポーティング・インダストリーに関わる技術情報の相互提供のために、平成19年度に創刊されました。本事業は、日本政府の石油特別会計の補助のもとに実施されます。それぞれの国で補完しあう幅広い技術情報を提供し、両国の貿易経済関係の発展に繋がることを目的としています。

ROTOBO

Connecting Markets

<http://www.rotobo.or.jp>

トルクメニスタン法律「炭化水素資源について」(仮訳)

石油・ガス産業あるいはそのサポーティング・インダストリーに関わる日ロ間の情報交流促進を目的とする本事業としてはやや変則的ながら、本号では、2008年8月に採択されたトルクメニスタンの新『炭化水素資源法』をご紹介します。天然ガスの開発・生産が伸び悩む一方で、欧州向け長期輸出契約遵守の必要性と国内需要の増大に直面するロシアにとって、旧ソ連第2のガス埋蔵量を誇るかつての“国内産地”トルクメニスタンは極めて重要な存在となっているためである。

ニヤゾフ前大統領による事実上の鎖国政策の下で、トルクメニスタンにおける石油・ガス分野の国際プロジェクトは開発・輸送ともに永らく膠着状態にあった。しかし、2006年末の同大統領の急死を受けて成立したベルディムハメドフ新政権により、現在同国では政治・経済両面において改革・開放が進んでいる。石油・ガス分野では中国向けパイプラインの建設が着工する一方、カザフスタン経由ロシアへ向かうカスピ・パイプライン、カスピ海底～コーカサス経由トルコへ向かうトランスカスピ・パイプラインなど、新規輸送路建設の検討が開始された。こうした背景を受けて採択された改正『トルクメニスタン炭化水素資源法』は、前法に比して国際ビジネスに対応しうるより具体的な規定を含んでおり、特に大きな変更点としては、1) 炭化水素資源の管理及び利用に係わる権限を付与された法人として、「トルクメニスタン大統領附属炭化水素資源管理利用庁」が規定されていること、2) 金融制度・税制についての規定がより明確化されていること、3) 環境保護に関する規定が強化されていること、等が挙げられる。

第I章	総則	1
第II章	炭化水素資源の管理及び利用分野におけるトルクメニスタン 閣僚会議（政府）、管理庁及びコンツェルン（公団）の権限	3
第III章	石油生産業務ライセンスの交付	5
第IV章	契約	8
第V章	石油生産業務の実施	9
第VI章	コントラクター及びオペレーターの権利ならびに義務	11
第VII章	パイプライン輸送路	13
第VIII章	自然環境の保護、住民の安全および健康保護	13
第IX章	金融制度及び税制	15
第X章	法的条件	21
第X I章	最終条項	24

トルクメニスタン法律「炭化水素資源について」（仮訳）

本法はカスピ海のうち、トルクメニスタン領である海域を含むトルクメニスタン領域において炭化水素資源の探査、採掘、その他の石油生産業務を行う過程で発生する諸関係の法的基盤を定め、炭化水素資源の合理的利用を保証し、後世のためにトルクメニスタンの天然資源を確保することを目的としたものである。

第 I 章 総則

第 1 条. 主要概念

本法においては以下の主要概念が適用される。

1) 《管理庁》(Agency)：トルクメニスタン大統領附属炭化水素資源管理利用庁のことで、本法及び大統領令に基づき、炭化水素資源の管理及び利用に係わる権限を付与された法人。

2) 《鉱区》：トルクメニスタンの管轄下であり、全部もしくは一部が陸上または海上にある領土内の区画で、特別に作成された鉱区図に記載された区画。

3) 《内陸湖》：トルクメニスタンの管轄下であり、陸地で囲まれた湖、人工貯水池、その他の水表面。

4) 《採掘》：一次的方法もしくは地層エネルギーを人工的に維持した上での地中からの炭化水素資源の採取、保管、準備、積み出し、貯蔵、輸送、計量、配送、マーケティングを行うためのあらゆる種類の作業、ならびに契約に基づき、有形資産及び無形資産を調達もしくは賃借することを含む、その他のあらゆる種類の活動。

5) 《契約》：管理庁もしくはコンツェルン（公団）とコントラクターとの間で締結される石油生産業務実施協定。

6) 《契約領域》：地理的座標で区分けされ、確定された領域を指し、その範囲内でコントラクターに対して石油生産業務を行うことが許可される。領域の明細書は契約書に添付される。

7) 《コンツェルン》（公団）：独立して、あるいは共同、もしくはそれ以外の形で石油生産業務を行う、トルクメニスタンにおける石油ガス工業分野の現業企業体。

8) 《ライセンス》：法的文書の形態を有する法的手段で、管理庁により交付され、あらゆる種類の石油生産業務もしくは個々の作業を行う権利を付与するもの。

9) 《人》：自然人もしくは法人。

10) 《工業的に有意な鉱床》：炭化水素資源鉱床のことで、それを発見した後、全てのデータ、操業指数、技術的・経済的指数を検討した上で、契約に基づき、工業的に開発される鉱床。

11) 《石油生産業務》：契約に基づいて行われる探鉱及び採掘に係わる全ての作業。

12) 《常圧及び常温》：1.01325気圧及び60°F。

13) 《ライセンス保有者》：本法及びトルクメニスタンの基準法令に基づいてライセンスを取得した者。

14) 《発見》：契約領域における炭化水素資源の新たな発見のことで、必要であれば、この発見が工業的に有意な鉱床になるかどうかについてコントラクターが特定するための評価対象となるものを指す。

15) 《オペレーター》：オペレーター・ライセンスに基づき、コントラクターを代表し、その委任により日常的に現場で直接、石油生産業務に従事することを事業とする者。

16) 《コントラクター》：本法に基づいてライ

センスを保有し、管理庁もしくはコンツェルン（公団）と契約を締結した者。

17) 《開発規則》：1999年10月22日付トルクメニスタン炭化水素鉱床開発規則。

18) 《天然ガス》：常圧及び常温においてガス状態にある炭化水素で、原油に随伴する、もしくは随伴しないガス。

19) 《フローライン》：炭化水素資源を採掘現場から配送地点まで輸送するために使用される地上、水中、その他の施設、管路、設備を含む工業施設。

20) 《配送地点》：採掘された炭化水素資源が配送される契約領域内もしくはその領域外の地点もしくは諸地点のことで、そこで計量が行われ、契約当事者が契約に基づいてそれぞれの割当分の炭化水素資源を受領する場所。

21) 《探鉱》：発破孔の穿孔、コアの採取、層序試錘（ボーリング）、航空写真撮影、資材及び設備の調達及び賃借など、炭化水素資源の発見を目的に契約に基づいて行われる地質学的、地球物理学的調査、その他の探査に関わる作業。

22) 《親会社》：コントラクターの経営支配権を担保するため、コントラクターの共同出資金、持分、株式の50%以上もしくは支配株式数を有する法人。

23) 《関係会社》：コントラクターを支配する法人、もしくは当該コントラクターにより支配される法人、もしくは当該コントラクターを同時に支配する別の法人により支配される法人。ここで、「支配」とは経営支配権を担保するため、共同出資金、持分、株式の50%以上に対して直接的もしくは間接的所有権を有し、これに基づいて法人もしくはコントラクターの戦略を決定する権限を有することを意味する。

24) 《サービス業務》：リスクを伴うサービス業務契約に基づいて行われる個別の種類石油生産業務。

25) 《共同事業》：管理庁と自然人及び法人の

連合体との間で締結された契約を履行するために、新たに法人を設立することなく、共同で機材、資金及びその他の資源を供出する自然人及び法人の連合体により行われる事業。

26) 《契約当事者》：契約を締結した管理庁もしくはコンツェルン（公団）及びコントラクター。

27) 《原油》：坑口または石油ガス・セパレータ内で常圧、常温下で液状を呈するあらゆる種類の炭化水素のことで、天然ガスから抽出された留分及び凝縮油を含む。

28) 《サブコントラクター》：コントラクターの契約の一環として、個々の種類の石油生産業務（共同事業を含む）の履行に係わるコントラクターとの契約に記載された商品の供給、業務の履行及びコントラクターへの役務の提供を行う者。他の契約の履行の一環として、サブコントラクターのために個々の種類の石油生産業務を行う者もサブコントラクターと定義される。

29) 《パイプライン輸送路》：フローライン及び輸出用幹線パイプラインを含む工業施設の総体。

30) 《炭化水素資源》：原油及び天然ガス、全ての誘導体もしくは同時に採取される全ての成分。

31) 《輸出用幹線パイプライン》：炭化水素資源を配送地点から輸出地点まで輸送するために使用される地上、水中、その他の施設、管路、設備を含む工業施設。

32) 《輸出地点》：契約に基づいて契約当事者の輸出割当分の炭化水素資源が流入する、トルクメニスタン領内にある地点もしくは諸地点。

第2条. 本法の適用範囲

1. 本法は、カスピ海のうち、トルクメニスタン領である海域及び内陸湖を含む、トルクメニスタン領域において石油生産業務を行う過程で発生する諸関係、ならびにライセンスの交付、当該作業を行うための契約の締結及び履行の手順を調整し、国家機関、石油生産業務を行う者の機能及び権限を定義する。

2. トルクメニスタン法に本法とは異なる規定がある場合には、本法の規定を適用する。

3. 石油生産業務を行う過程で発生する諸関係が本条第1項に規定する状況に対応せず、本法では調整できない場合、かかる諸関係はトルクメニスタンの他の基準法令により調整されるものとする。

4. トルクメニスタンが加盟する国際条約に本法とは異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。

第3条. 適用される権利

本法に基づいて適用される権利はトルクメニスタンの排他的権利であり、本法に従って締結された契約はそれに基づいて調整及び解釈されるものとする。

第4条. 炭化水素資源の所有権

1. トルクメニスタンの領土内の地中で自然状態にある炭化水素資源はトルクメニスタンの占有物である。

2. 炭化水素資源の所有、利用及び処分に関わる権限はトルクメニスタン閣僚会議（政府）が保有する。

3. 炭化水素資源の管理及び利用は本法に規定する権限の範囲内において管理庁がこれを行うものとする。

第Ⅱ章 炭化水素資源の管理及び利用分野におけるトルクメニスタン閣僚会議（政府）、管理庁及びコンツェルン（公団）の権限

第5条. トルクメニスタン閣僚会議（政府）の権限

トルクメニスタン閣僚会議（政府）は以下を行うものとする：

1) 炭化水素資源の利用に係わる戦略を策定す

る；

2) 炭化水素資源の利用手順及び資源保護規則を制定する；

3) トルクメニスタン国民の伝統的な精神性及び文化の保全と発展にとって重要な意義を有する聖地、歴史的、文化的記念物、その他の施設を保護するために、個々の区画における石油生産業務の実施に制約を設ける；

4) トルクメニスタン法及びトルクメニスタン大統領令により、閣僚会議に付与されたその他の権限を行使する。

第6条. 管理庁の法的地位の根拠

1. 管理庁は法人格を有し、経済活動の独立した主体であり、独立した資産を所有し、自らの義務に対してその資産を担保にして責任を負い、自らの名義により財産権及び無体財産権を行使し、債務を負い、カズィエト（裁判所）、アラーチ・カズィエト¹⁾、国際裁判及び仲裁裁判の原告及び被告になることができる。

2. 管理庁は企業（会社）を設立し、他の企業（会社）の出資持分及び株式を取得し、トルクメニスタン領内及び外国に代表部及びその他の部門を開設することができる。

第7条. 管理庁の主な機能及び権限

1. 管理庁は炭化水素資源の管理及び利用分野において以下の主要な機能を果たすものとする：

1) 石油生産業務の現場で国際的に適用されている規格に対応した炭化水素資源鉦床開発の統一規則、及び石油生産業務の実施に係わるその他の規則及び手順を制定する；

2) 本法及びその他のトルクメニスタン法令により定められた規則に基づいて行われる入札の準備作業を行い、実施された入札の結果に基づき、ライセンス交付及び契約締結について落札者と交

¹⁾ 訳注：「仲裁裁判所」の意か。未確認。

渉する；

3) ライセンス取得及び契約締結について落札者と直接（非排他的）交渉を行う；

4) ライセンスを交付し、登録を行う；

5) 契約に調印し、トルクメニスタン法に基づき、しかるべき国家管理機関に登録を行う；

6) 石油生産業務の実施、それを実施する際のトルクメニスタン法の遵守、契約及びライセンスの条件の履行状況を監督する；

7) コントラクターが石油生産業務を実施する際に、環境、住民の生命及び健康の保護、健康・安全条件の保証に係わる措置を講じているかどうか監督する；

8) 石油生産業務の実施に係わるコントラクター間の業務の調整を行う；

9) 炭化水素資源の統計報告書を作成する；

10) 本法に基づき、ライセンスの効力の一時停止、更新、延長、取消を行う；

11) 採掘された炭化水素資源を輸送するために外国領内にパイプライン及びその他の輸送施設を新設・使用するにあたっての諸問題、及びそうした外国に既に存在し、利用されている輸送施設を使用するにあたっての諸問題について当該外国の関係諸機関と交渉し、協定を締結する；

12) 国内及び外国市場において株式及び金融資産の信託運用を行う；

13) 石油生産業務契約に基づいて管理庁に割り当てられる炭化水素資源の受領及び利用方法を策定する；

14) 石油生産業務契約に基づいて管理庁に支払われた収入を処分する；

15) あらゆる形態による資産の管理、所有、利用ならびに国内及び外国市場での処分を行う。

16) 本法第54条第1項に規定する場合において、管理庁に移管したコントラクターの資産の利用もしくは譲渡について報告及び監督を行う；

17) 契約をめぐって紛争が生じた場合、カズィエト、アラーチ・カズィエト、国際裁判及び仲裁

裁判の原告及び被告になり、自らに帰属する資産により義務を履行する；

18) トルクメニスタン法及びトルクメニスタン大統領令により、管理庁に付与されたその他の権限を行使する。

2. 管理庁はコントラクターに対して銀行保証もしくは親会社の保証を求めることができる。

3. 管理庁は自らに付与された機能を実行するために以下を行う権利を有する：

1) 石油生産業務を行う場合に使用される設備及び機器の検査もしくは試験を行う；

2) 石油生産業務を行っている任意の領域で炭化水素資源もしくはその他の物質のサンプルを採取する；

3) 石油生産業務に関連する技術書類、金融関係書類及びその他の書類の検査を行い、それらの書類の一部を書き写し、もしくはコピーを取る；

4) 環境保護、コントラクター要員及び住民の安全及び健康保護についてコントラクターに対して指示を行い、その活動を制限する；

5) 技術、環境、財務上の監査、分析、その他の調査を行うとともに、コントラクターがトルクメニスタン法及びその他の基準法令、ライセンス及び契約条件を遵守しているかどうかについて情報収集を行う；

6) コントラクター及びオペレーターが本法、ライセンス及び契約を遵守しているかどうかについて日常的に監督を行う；

7) トルクメニスタン法及びその他の基準法令に基づいて管理庁に付与されたその他の権利を行使する。

4. 管理庁の代表役員は石油生産業務の実施に係わる、契約領域を含む、あらゆる領域、あらゆる建造物、輸送施設に支障なく立ち入る権利を有する。

5. 管理庁は自らに付与された機能及び権限を行使するに当たり、現地及び外国の専門家を招致する権利を有する。

6. 管理庁は自らに付与された機能及び権限を行使するに当たり、本法、トルクメニスタンのその他の基準法令、契約条件に規定された義務を遵守しなければならない。

第8条. 管轄コンツェルン(公団)の権限

1. コンツェルン（公団）は、管理庁がその機能及び権限を行使するにあたり、管理庁を補佐する。

2. コンツェルン（公団）は共同事業に関する契約を調印し、共同事業の出資者として活動することができる。

第三章 石油生産業務ライセンスの交付

第9条. ライセンスの種類

1. 本法は石油生産業務を実施するために以下の種類のライセンスについて規定する：

- 1) 探鉱ライセンス；
- 2) 採掘ライセンス；
- 3) 探鉱・採掘ライセンス。

2. サブコントラクターが契約の範囲内でコントラクターもしくは他のサブコントラクターとの契約に基づき、個々の種類の石油生産業務を実施する場合、サブコントラクターはライセンスを取得する必要はない。

第10条. ライセンス交付の方法

1. ライセンスは入札、もしくは管理庁とライセンス取得申請者との直接（非排他的）交渉により交付される。

2. ライセンス交付の方法は管理庁により決定される。

第11条. 入札実施の形態及び手順

1. 応札者の選抜形態により入札は以下のように分かれる：

- 1) 関心を持つ全ての者が参加する公開入札；
 - 2) 入札に参加するための特別招待を管理庁から受領した者のみが参加する非公開入札。
2. 入札実施の手順は管理庁が決定する。

第12条. ライセンス取得申請書

1. ライセンス取得申請書は直接（非排他的）交渉が行われる前に取得申請者が提出するものとし、それに基づいて管理庁が当該交渉を行う妥当性について決定を下す。

入札が行われる場合には、ライセンス取得申請書は入札実施手順に基づいて提出されるものとする。

2. 探鉱ライセンス取得申請書の内容は以下の通りとする：

- 1) 申請者の名称（氏名）、住所、所属国（法人の場合）、国籍（自然人の場合）；
- 2) 入札、もしくは直接（非排他的）交渉及びライセンス取得に際して申請者を代表することになる申請者の親会社、申請者の所有者、その幹部（法人の場合）及び全権代表者に関するデータ；
- 3) 申請者の技術、経営、組織、財務能力に関するデータ。
- 4) 最近5年間に於いて申請者が石油生産業務を行った国のリスト、同期間における財務諸表などを含む、申請者の以前の活動に関する情報；
- 5) 申請の対象となる鉱区の番号；
- 6) 石油生産業務実施に関わる財源；
- 7) 探鉱作業実施につき、申請書に記載される期限；
- 8) 作業量及びそれを行うための経費を明記した最小限の義務を含む、石油生産業務の実施に関わる申請者の提案；
- 9) 地質・経済モデルを含む、プロジェクトの事前フェージビリティスタディー及びその他の必要な情報；
- 10) 契約領域の再肥沃化及び再生を含む、環境保護に関わる申請者の義務；

3. 採掘ライセンス取得申請書の内容は以下の通りとする：

- 1) 試掘作業の結果に関するデータ；
 - 2) 関連データ及び判定結果など、工業的に有意な鉱床の発見に関する正式な通告書（採掘ライセンスの取得を請求する探鉱ライセンス保有者について）；
 - 3) 地質資源、実証済みの炭化水素資源可採埋蔵量を明記した、工業的に有意な鉱床の詳細な開発計画書；
 - 4) 工業的に有意な鉱床の開発計画の予想開始時期及び炭化水素資源の予想採掘開始時期；
 - 5) 予想採掘プロフィール（曲線）及び予想最大レベル到達時期；
 - 6) 開発及び採掘に関わる経費ならびに炭化水素原料販売収入に関わる予想計算書；
 - 7) 地質、工学、経済モデルに基づく、工業的に有意な鉱床の技術的・経済的効率の分析；
 - 8) 契約領域の再肥沃化及び再生を含む、環境保護に関わる申請者の義務；
 - 9) プロジェクトの枠内での教育及び社会プログラムへの資金供与提案
4. 探鉱・採掘ライセンス取得申請書の内容には、探鉱ライセンス取得申請及び採掘ライセンス取得申請に必要な条件を含むものとする。

第13条. ライセンス交付の条件及び手順

1. 入札もしくは直接（非排他的）交渉の結果、管理庁が石油生産業務に招致することが妥当と決定した者にはライセンスが交付される。
2. ライセンス交付の手順は本法の規定、ならびに本法に基づいて採択されたトルクメニスタンの基準法令によって決定される。
3. 外国の自然人にライセンスが交付されるには、当該自然人がトルクメニスタン国内に個人事業主として登録することが要件であり、外国法人にライセンスが交付されるには、当該法人がトルクメニスタン国内に外国法人の支店を開設するこ

とが条件となる。

4. ライセンスは管理庁によって登録される。

第14条. ライセンスの用途

1. 当該ライセンスがなければ、何人たりとも石油生産業務を行うことはできない。ライセンス保有者はライセンスに記載された種類の石油生産業務についてのみ、作業を行う権利を有する。
2. 契約条件はライセンスの条件に対応する。

第15条. ライセンスの内容

1. 探鉱ライセンスの内容は以下の通りとする：
 - 1) ライセンス取得者に関する情報；
 - 2) ライセンスの対象とする石油生産業務の種類；
 - 3) 契約に明示された地理的座標に基づく契約領域の境界；
 - 4) ライセンスの有効期間及びその期限延長条件；
 - 5) 当事者間で締結される契約の種類；
 - 6) 自然環境保護に関わる要求を遵守するためのライセンス保有者の義務及びその他の義務；
 - 7) 管理庁が規定する、その他の情報。
2. 採掘ライセンスの内容は以下の通りとする：
 - 1) ライセンス取得者に関する情報；
 - 2) ライセンスの対象とする石油生産業務の種類；
 - 3) 契約に明示された地理的座標に基づく、工業的に有意な鉱床が存在する契約領域の区画境界の特定；
 - 4) ライセンスの有効期間及びその期限延長条件；
 - 5) 自然環境保護に関わる要求を遵守するためのライセンス保有者の義務及びその他の義務；
 - 6) 管理庁が規定する、その他の情報。
3. 探鉱・採掘ライセンス取得申請書の内容に

は、探鉱ライセンス取得申請及び採掘ライセンス取得申請に必要な条件を含むものとする。

第16条. ライセンスの有効期間

1. 探鉱ライセンスの有効期間は6年間とする。
2. 探鉱ライセンスの有効期間はライセンス及び契約条件に基づき、2年間ずつ2回まで延長することができる。

3. コントラクターが契約領域で（鉱床等を）発見したが、有効期間を延長したとしても、その探鉱ライセンスの有効期限満了までに発見の評価をできないという妥当な理由がある場合、コントラクターは当該発見の評価を完了するまでに確実に必要となる期限について当該契約領域における新たな探鉱ライセンスの取得について交渉を行う権利を有する。

4. 採掘ライセンスの有効期間は20年間とする。採掘ライセンスの有効期間はライセンス及び契約条件に基づき、5年間延長することができる。

5. ライセンス有効期間延長申請書は、申請書が管理庁に届いてから3カ月以内で審査する。

6. 探鉱・採掘ライセンスの有効期間は、延長期間を含め、探鉱ライセンス及び採掘ライセンスの有効期間に相当する期間とする。

7. ライセンスの有効期間は契約の発効日から起算される。

第17条. ライセンス保有者の権利

1. 探鉱ライセンス保有者は、本法及びライセンスの条件に基づき、炭化水素資源の探査、ならびに探鉱に関わる作業で、契約に記載されている種類の石油生産業務を実施する独占的権利を有する。

2. 探鉱ライセンス保有者は工業的に有意な鉱床を発見した場合、契約の条件に基づき、採掘ライセンスを取得する独占的権利を有する。

3. 採掘ライセンス保有者は、本法及びライセンスの条件に基づき、以下の独占的権利を有す

る：

1) ライセンス及び契約の条件に基づき、契約領域において採掘作業を行う；

2) 契約の条件に基づき、自分の割当分の炭化水素資源を処分する；

3) ライセンス及び契約の条件に基づき、契約領域内及びその領域外において石油生産業務を行う。

第18条. ライセンスの効力停止

1. ライセンスの効力は以下の場合に停止する：

1) ライセンスの有効期間もしくはライセンスの規定延長期間が満了した場合；

2) 本法に基づき、ライセンスが取り消された場合；

3) 契約に記載された根拠により契約が破棄された場合。

2. 採掘ライセンスの規定の期限を超えて契約領域の開発を行うことが契約当事者の商業的利益の観点から妥当であり、商業的プロジェクトによる根拠があるなどの特別な場合に限り、管理庁の決定に基づき、採掘ライセンスの有効期限は規定の延長期間以外にさらに10年間まで延長できるものとする。

ただし、採掘ライセンスの有効期間の満了に伴って開発プログラム及び計画を実施しなかった場合、それは本条に基づく当該ライセンスの期限延長の根拠とはならない。ただし、管理庁が別の決定を採択した場合にはこの限りではない。

第19条. ライセンスの効力の一時停止及び回復

1. ライセンス保有者が以下を行った場合、ライセンスの効力は管理庁により一時停止される：

1) ライセンスに記載されていない種類の石油生産業務を行った場合；

2) ライセンスの枠内で活動を行ったが、契約

の履行時において管理庁と合意した石油生産業務の実実施計画及びプログラムとは異なる場合；

3) 事業遂行の過程において、地下資源、自然環境の保護、安全操業の面でトルクメニスタン法に常習的に、かつ（もしくは）著しく違反している場合；

4) 本法に規定するその他の場合。

2. ライセンスの効力を一時停止させる場合、管理庁はライセンス保有者に対して、一時停止の理由を書面にて通告し、その原因を除去するための合理的な期間を指定する。ライセンスの効力の一時停止はライセンス保有者の過ちを正す行動までも一時停止させることを意味するものではない。

3. ライセンスの効力を一時停止させる根拠となった原因が除去された場合、ライセンスの効力は直ちに回復し、ライセンス保有者に書面で通知される。

4. ライセンスの効力を一時停止させた場合、契約に基づく石油生産業務の実施も一時停止する。契約の効力は、ライセンスの効力が回復すると同時に回復する。

5. ライセンスの効力が一時停止されたことがライセンス及び契約の有効期限延長の根拠とはならない。

第20条. ライセンスの取消

1. 管理庁は以下の場合、交付したライセンスを取り消すことができる：

1) ライセンス保有者が、ライセンスの効力の一時停止を決定する根拠となった原因を除去することを拒否するか、もしくは指定された期間内にこれらの原因が除去されなかった場合；

2) 当該ライセンス保有者により管理庁に提出され、ライセンス交付の決定に重大な影響を及ぼした情報について、それが明らかに虚偽であることが判明した場合；

3) 契約に記載された石油生産業務実施開始期限が守られなかった場合；

4) 本法に記載された、その他の場合。

2. ライセンスが取り消された場合、それによって契約も取り消される。

第IV章 契約

第21条. 契約の種類

1. 本法に基づき、石油生産業務を行うには以下の種類の契約が適用される。

1) 生産物分与契約；

2) ロイヤルティと税金の支払を内容とする利権契約；

3) 共同事業に関する契約；

4) リスクを伴うサービス業務契約

2. 生産物分与契約、ロイヤルティと税金の支払を内容とする利権契約及びリスクを伴うサービス業務契約は管理庁とコントラクターとの間で締結される。その場合、コンツェルン（公団）がコントラクターになる場合もある。

3. コンツェルン（公団）は共同事業に関する契約にコントラクターとして参加することができる。

4. 具体的な石油生産業務の特質、その他の事情に応じて上記の種類を組み合わせることも、その他の種類の契約を適用することもできる。

第22条. 契約の有効期間及び条件

契約の有効期間及び条件は、本法及びライセンスに基づき、双方の協議により決定される。

第23条. 契約の締結及び登録の手順

1. 石油生産業務の実施時における環境保護、地下資源の保護、住民の安全及び健康の保証に係わる契約の規定について、管理庁はしかるべき権限を有する国家機関と協議するものとする。協議の手順及び期間については管理庁が決定する。

上記国家機関の同意が指定期間内に得られない

としても、当該契約を登録する障害にはならないものとする。

2. 契約はしかるべき国家管理機関に登録された日から発効する。

第24条. 契約条件の変更及び効力の停止

1. 契約条件の変更は本法に別の規定がない限り、契約当事者双方の書面による同意がある場合のみ行われるものとする。

2. 管理庁及びコントラクターは契約に記載された事由及び手順に基づき、契約の効力を停止させることができる。

3. 本法に基づき、ライセンスが取り消された場合、契約の効力は停止する。

4. 契約の効力停止の時点で未了であった義務については、双方は義務の履行を免れないものとする。

5. 契約が期限満了前に効力を停止した場合、契約に別の規定がなければ、コントラクターはその所有物である資産を独自に処分することができる。その場合、管理庁は当該資産を入手する優先権を有する。

6. 契約有効期間内、及び契約期間満了後に、コントラクターに帰属する資産の所有権を移転させる問題については契約書に記載するものとする。

7. 契約の効力を停止する場合、コントラクターは自らの経費負担により、石油生産業務を実施していた領域を、環境、地下資源及び住民の安全及び健康の保証に係わるトルクメニスタン法の要求、ならびに石油生産業務の現場で国際的に適用されている規則に準拠した状態に回復する義務を負うものとする。

第V章 石油生産業務の実施

第25条. 石油生産業務実施の条件

1. 石油生産業務実施の条件は契約に規定する。

2. 探鉱の結果、炭化水素資源鉱床が発見された場合、コントラクターは管理庁に対してその旨を通告し、鉱量などの鉱床の評価を行い、当該鉱床が工業的に有意であるかどうかについての判定を行うものとする。鉱床発見、鉱量などの鉱床評価の結果、及び発見された鉱床の工業的有意性に関する判定についての通告期限は契約に規定するものとする。

3. 工業的に有意な鉱床が発見された場合、生産物分与契約の条件により、コントラクターは石油生産業務の実施に関わる費用の補償を請求する権利を付与される。ただし、四半期毎に支払われる補償金の金額は炭化水素資源の販売によりコントラクターに支払われる割当分の金額を超えないものとする。

工業的に有意な鉱床が発見された場合、生産物分与契約以外の契約の条件により、コントラクターは石油生産業務の実施に関わる費用の補償を請求する権利を付与される。ただし、その四半期毎の金額は契約の条件に基づいて定められる。

4. 探鉱ライセンスの有効期間、もしくは延長期間が満了しても、工業的に有意な鉱床が発見されない場合、コントラクターには費用の補償を要求する権利はない。その場合、探鉱ライセンス及び契約の効力は停止する。

5. コントラクターが、鉱床が工業的有意性を持たないと判断するか、もしくは工業的に有意な鉱床の開発を拒否した場合、コントラクターは本法第24条第7項の条件を遵守した上で、当該鉱床が存在する契約領域の区画を放棄するものとする。

第26条. 鉱床の共同開発

1. 鉱床の共同開発とは、隣接しあう複数の契約領域に存在する同一の鉱床の開発に関わる業務を行っている二つ、またはそれ以上のコントラクターの間で作業を調整することである。

これらのコントラクターは鉱床を単一の対象として共同開発を行う契約を締結するものとし、当

該鉱床はコントラクターが作成した統一計画書により開発されるものとする。当該契約書及び統一共同開発計画書は管理庁の承認を得なければならない。

2. コントラクターのうちのいずれかが他のコントラクターと共同開発に係わる契約を締結することを拒否する場合、管理庁は当該コントラクターに対して当該契約を強制的に締結させる権限を有する。

コントラクターのうちのいずれかが統一共同開発計画の作成を拒否した場合、管理庁は関係コントラクター全員の費用負担により当該計画の作成を独立した専門家に委嘱する権限を有する。当該計画の履行は関係コントラクター全員の義務とする。コントラクターのいずれかが当該義務の履行を拒否した場合、当該コントラクターは当該鉱床のしかるべき区画を返還しなければならない。

第27条. 人工島、ダム及びその他の施設

1. カスピ海のうち、トルクメニスタン領である海域及び内陸湖を含むトルクメニスタン領内で石油生産業務を実施するために人工島、ダム、その他の施設を建設、運転、ならびに使用する場合には、自然環境及び生物資源を保護することを条件に管理庁がコントラクターに付与した個別の許可証に基づいてこれを行うものとする。

人工島、ダム、その他の施設の周囲には、その外部境界の各点から500mにわたって安全地帯を設ける。

2. 人工島、ダム、その他の施設の配置に当たっては、海運もしくは漁業にとって重要な意味を持つ設定航路の障害とならないように配慮する。

3. 人工島、ダム、その他の施設の建設、維持、運転に責任を持つコントラクターもしくはサブコントラクターはその保全を保証し、それらの位置を示す警告標識を常備するものとする。

4. 放棄された、もしくは使用されない人工島、ダム、その他の施設は、他の目的に使用されない

場合には、人間の安全及び天然資源にとって脅威になったり、海運もしくは漁業の障害になったりしないように解体されるものとする。

第28条. 炭化水素資源の調達に対する管理庁の権利

1. 管理庁はコントラクターの割当分の炭化水素資源を競争的市場ベースで商業的にいつでも入手する優先的権利を有する。

2. 管理庁は国内市場の需要を満たすために、採掘された炭化水素資源の全量を利用しても国内需要を満たすことが出来ない場合に限り、コントラクターの割当分の炭化水素資源を入手する優先的権利を有する。調達する炭化水素資源の最大量、価格形成の手順、支払方式及び支払通貨については契約に記載する。

第29条. 炭化水素資源の強制的有償収用(接收)及びその補償

1. 戦争、自然災害、もしくは非常事態及び緊急を要する事態に関するトルクメニスタンの法律に記載されたその他の事態において、トルクメニスタン閣僚会議(政府)はコントラクターに帰属する炭化水素資源の一部もしくは全量を強制的に有償で収用(接收)する権利を有する。強制的有償収用(接收)を行うのは、トルクメニスタン閣僚会議(政府)が規定する非常事態が継続する期間においてトルクメニスタン国内の需要を確保するために必要な量のみとする。

2. トルクメニスタン閣僚会議(政府)は接收したコントラクターの炭化水素資源について、現物、もしくは世界市場の価格により自由交換可能通貨で支払うことによって補償する。

第30条. 石油生産業務実施に対する国家管理

1. 管理庁は本法に基づき、石油生産業務の国家管理を行うものとする。

省庁及びその他の国家管理機関はトルクメニスタン法に規定されたそれぞれの権限の範囲内でしかるべき国家管理及び監督を行うものとする。

省庁及びその他の国家管理機関は当該国家管理及び監督を行う過程で得られた情報はいかなるものであってもその機密を厳守するものとする。

2. 省庁及びその他の国家管理機関はトルクメニスタン法に基づいて国家管理及び監督を行う権限の範囲内でしかるべき検査及び査察を実施する前に、管理庁との間で当該検査及び査察の実施について書面にて合意を得るものとする。

3. 省庁及びその他の国家管理機関は本条第2項に記載された検査及び査察を実施する過程で契約当事者間の関係に干渉してはならない。

4. 省庁及びその他の国家管理機関は検査及び査察の結果に基づいて作成された判定書、証明書、報告書、その他の確認書類を管理庁に送付し、管理庁はこれを検討し、本法、ライセンス及び契約に基づいて措置を講じる。

5. 司法機関はトルクメニスタン法に規定された権限の範囲内で、石油生産業務を実施する際のトルクメニスタン法の遵守状況の管理及び監督を行うものとする。

司法機関は検査を実施するにあたって、その旨を事前に管理庁に通告し、当該検査の証明書、判定書、調書及びその他の確認書を管理庁に送付する。

6. 管理庁は判定書、証明書、報告書、その他の確認書類を送付してきた省庁、その他の国家管理機関及び司法機関に対して、それらの書類の検討結果を報告する。

第31条. 採掘された炭化水素資源の計測及び計量

1. 契約領域内で採掘された炭化水素資源及び（もしくは）契約領域内及びその領域外で保管される炭化水素資源の計測及び計量は、コントラクターにより、石油生産業務の現場で国際的に適用

されている方法を用い、契約に記載された周期で定期的に行われるものとする。

上記以外の計量方法及び計器、設備を使用する場合には、管理庁の許可を必要とする。

2. 管理庁はコントラクターに対して、炭化水素資源の計測及び計量に用いられる設備及び計器を検査し、その検査結果を提出するよう定期的に一定の周期で指示することができる。

3. 炭化水素資源の計測及び計量に用いられる設備及び計器の試験及び検査において、欠陥あるいは精度不良が発見され、その状態がいつ発生したのか特定できない場合、正常であることが確認された最近の試験の時点から、欠陥もしくは精度不良が明らかになった時点までの期間の中間時点から、当該設備もしくは計器には不具合もしくは精度不良が発生していたものとみなす。しかる後に、関連する契約条件、契約に記載されている計算値及び指数の確認を行う。

第VI章 コントラクター及びオペレーターの権利ならびに義務

第32条. コントラクターの権利

石油生産業務を実施する過程においてコントラクターは以下の権利を有する：

1) ライセンス及び契約に記載された活動を行うために契約領域を使用する；

2) 契約領域内及びその領域外において、石油生産業務の実施に必要な生産施設、事務・運営施設、福利厚生施設を建設するとともに、契約領域内及びその領域外において、公共施設及び配管設備網の所有者との合意によりこれを使用する；

3) 個々の石油生産業務を実施するにあたり、サブコントラクターから役務の提供を受ける；

4) トルクメニスタン国内及び外国で自分の割当分の炭化水素資源を自由に処分する；

5) 本法第16条第3項に基づき、新たな探鉱ラ

イセンスの取得に関して管理庁と交渉する；

6) 自らの権利を全部もしくは一部放棄し、契約で規定されている条件での契約領域内における活動を停止する；

7) 本法で規定されたその他の権利を行使する。

第33条. コントラクターの義務

石油生産業務を実施する過程においてコントラクターは以下の義務を負うものとする；

1) 石油生産業務の現場で国際的に適用されている規格に対応した最も効率的な石油生産業務の実施方法及び技術を用いる；

2) 石油生産業務を実施するにあたり、本法、開発規則、ならびに契約及びライセンスの条件を厳守する；

3) トルクメニスタン法に基づき、自然環境及び地下資源の保護、住民の安全及び健康保護に関わる以下の要求を遵守する；

a) 医薬領域内もしくは領域外において採掘作業を厳重に管理し、炭化水素資源を投棄、もしくは漏出させてはならない；

b) 地層圧が低下し、炭化水素資源鉱床に水、その他の物質が浸透し、それによって生産性の高い地層が損傷しないように予防措置を講じる；

c) 炭化水素資源、塩水、掘削液、化学性添加物、もしくは廃棄物及び排水の漏出により水源、河川、運河、灌漑システム、湖、海が汚染されないように対策を講じる。汚染された場合には、環境に対して無公害の方法により洗浄もしくは拡散させる；

4) 最高の経済的成果を達成するために最小の適正な費用により石油生産業務を行う；

5) トルクメニスタン製の設備、資材、製品が品質、価格、性能及び納入条件において競争力があれば、それらを優先する；

6) 石油生産業務を実施するために要員を雇用する場合にはトルクメニスタン国民を優先し、契約条件に基づき、当該要員の研修プログラムを実

施する；

7) 管理庁の全権代表及び職員に対して、必要書類及び情報を閲覧し、作業実施場所に立ち入ることを容認する；

8) 本法に基づき、税金、その他の課徴金を遅滞なく納付する；

9) 契約に基づき、社会的基盤（インフラストラクチャー）の整備に参加する；

10) 石油生産業務の実施に伴って損害を蒙った土地、その他の自然物を再使用できる状態になるまで自己負担で再生させる。

11) 契約の履行に影響を及ぼす第三者との争議がある場合には、これについて全て管理庁に通告する；

12) 本法から発生するその他の義務を履行する。

第34条. コントラクターの責任

コントラクターは本法、その他のトルクメニスタンの基準法令、ライセンス及び契約に基づき、石油生産業務の実施に責任を負うものとする。

コントラクターは石油生産業務の現場で国際的に適用されている規格を遵守することに責任を負うものとする。

第35条. オペレーターの権利及び義務

本法第32条及び第33条に規定するコントラクターの権利及び義務はオペレーターに対しても適用される。

複数のコントラクターの内のいずれかがオペレーターである場合、当該コントラクターは外国為替、税金、関税上の規制において、コントラクターが本法に基づいて負っているのと同等の権利及び義務を負うものとする。オペレーターがコントラクターの関係会社を含む第三者である場合、当該オペレーターは外国為替、税金、関税上の規制においては本法及びその他のトルクメニスタンの基準法令に規定するサブコントラクターの権利及び義務を負うものとする。

第36条. オペレーターの責任

石油生産業務の実施に係わるオペレーターの責任は本法、その他のトルクメニスタンの基準法令、ライセンス及び契約に基づいて規定される。

コントラクターは本法、その他のトルクメニスタンの基準法令、ライセンス及び契約に基づいてオペレーターが行う石油生産業務の実施に対して自らの行動に対すると同様に直接、かつ財産上及びその他の責任を負うものとする。

第七章 パイプライン輸送路

第37条. パイプライン輸送路の所有権

1. コントラクターは契約に基づく石油生産業務を実施する枠内でフローラインを建設する権利を有し、契約条件に基づき、その所有者となる。

2. 輸出用幹線パイプラインの所有権はトルクメニスタンに帰属する。ただし、トルクメニスタン閣僚会議（政府）が別の決定をすればその限りではない。

3. 輸出用幹線パイプラインの建設、資金調達、運転、保守点検は以下が行うものとする：

1) 管理庁、コントラクター、独立した企業（会社）が単独もしくは上記の者が共同で設立する会社が行うものとする。

2) 建設発注者である管理庁との個別の契約に基づき、コントラクターが行うものとする。

第38条. 輸出用幹線パイプラインの利用

輸出用幹線パイプラインに追加もしくは余剰輸送能力が存在する件について当該パイプライン所有者の書面による確認があれば、所有者が行う入札もしくは交渉により、コントラクターは自ら採掘した炭化水素資源を輸送するために追加もしくは余剰輸送能力を使用することができる。

第39条. 輸送料

輸出用幹線パイプラインによる炭化水素資源の輸送料は管理庁との合意により所有者が設定し、徴収する。

第40条. パイプライン輸送路の建設及び利用

1. パイプライン輸送路の建設及び利用は石油生産業務の現場で国際的に適用されている保守整備、安全信頼対策基準、及びトルクメニスタン法に基づいて行うものとする。住民の安全、健康対策を含め、当該基準の遵守、適切な適用状況の監督は管理庁及びその他の権限あるトルクメニスタン国家機関が行うものとする。

2. パイプライン輸送路の所有者は住民の安全対策、健康保護の監督を行う国家機関とともに、パイプライン輸送路の運用の安全、破損及び事故の防止を目的とした共同管理計画を策定する。

3. パイプライン輸送路の安全地帯では何らかの作業もしくはその他の行動を行うことを禁止する。

4. トルクメニスタンで適用されている建設規格及び安全基準に基づいて設定されたパイプライン輸送路から最短の距離内では、パイプライン輸送路及びその用途に関係のない施設はいかなるものであってもその建設を禁止する。

第41条. 水中パイプライン輸送路の建設、敷設及び運用

水中パイプライン輸送路の建設、敷設及び運用は石油生産業務の現場で同種の活動を行うために国際的に適用されている安全規則及び環境保護規則を厳守して行うものとする。

第八章 自然環境の保護、住民の安全および健康保護

第42条. 自然環境の保護、住民の安全および健康保護対策の義務

コントラクターは、石油生産業務を実施する場合、本法、及び環境保護、住民の安全及び健康保護に係わるトルクメニスタン法、ライセンス及び契約に鑑みて、自然環境保護、住民の安全及び健康保護対策を講じる義務を負う。

第43条. 石油生産業務実施のための環境保護上の根拠

1. コントラクターは石油生産業務を開始する前、及び必要な場合には、石油生産業務実施中に、環境保護分野において特別に権限を付与された機関及びその他の国家機関の合意を得るために、コントラクターが作業プログラムを実行する際に適用する自然環境保護ならびに住民の安全及び健康保護対策計画書を管理庁に提出する。

2. 環境保護分野において特別に権限を付与された機関及びその他の国家機関は上記の計画書を受領後30日以内に、その計画書に係わる判定書を管理庁に対して書面で提出するものとする。所定の期限内に当該判定書が提出されない場合、コントラクターは管理庁から書面による許可を取得し、上記の計画の実行に着手することができる。

第44条. 石油生産業務を実施する場合の環境要求事項

1. 石油生産業務を実施する場合、以下を禁じる：

1) トルクメニスタンの基準法令に基づいて設定された汚染許容限界レベルまで事前に浄化処理することなく、汚染物質を排出及び投棄すること；

2) 特別に権限を付与された国家機関の事前の許可を得ることなく、種類に関わらず廃棄物を陸地、海中及び地表水に投棄及び埋設処分すること；

3) しかるべき権限を有する国家機関により安全性が確認されていない機材及び方法の適用；

4) しかるべき権限を有する国家機関の許可を

得ることなく、陸地、水層及び海底で爆破作業を行うこと。

2. 国立特別保護自然領域では石油生産業務を禁止する。

3. 海中及び内陸湖で土壌の浚渫及び移動を伴う作業を行う場合には権限を有する国家機関が発行した特別許可証を必要とする。

4. 施設の建設、据付、解体は全ての種類の汚染物質を回収可能な技術のみを利用して行うものとする。

5. コントラクターは天然ガスの発火及び空中への排出を防止するために、近代的な技術を利用することを含め、全ての必要な措置を講じるものとする。コントラクターは、環境、人間の生命及び健康に対する危険性を排除することを目的とした特別な場合、及びトルクメニスタン法に定めるその他の場合に限り、事前にしかるべく浄化することを条件に臨時的に随伴ガスを発火させ、空气中に排出することができる。

6. 掘削廃棄物を事前に無害化処理することなく、地中に注入することは、特別に権限を有する国家機関の承諾があるなどの特別な場合を除き、禁止する。

7. 掘削プラットフォーム（舁）及びこれに随伴する船舶は排水の浄化・消毒装置、及び（もしくは）排水の回収、保管及び特別の船舶及び（もしくは）沿岸の受容装置に転送するためのタンクを備えるものとする。

8. 契約領域内に海洋掘削プラットフォームを配置する場所の選定に当たっては、漁業、貴重な魚類及びその他の水産物の保存、再生を行う上で将来的に有意な海上区域を最大限保存することを考慮するものとする。

9. 石油生産業務を実施するに当たって、コントラクターは漏出事故を防止、制限、根絶するための措置を講じるものとする。

10. 海洋及び内陸湖を含む、トルクメニスタン領内に石油ガスパイプラインを敷設する場合、地

表及び海底の攪乱を最小限に抑える技術的手段及び設備を使用し、懸濁物質の水層での拡散を局限する技術及び方法を適用するものとする。

11. 海洋及び内陸湖では石油ガスパイプラインに沿って保護区を設けるものとするが、保護区はパイプラインの外側の列のパイプの軸からそれぞれ左右に500mずつ離れた平行面で仕切られた、水表面から水底までの水中空間の区域に設ける。

12. 港湾及び埠頭を除き、燃料及び潤滑剤用倉庫、輸送車両の整備ステーションなどの沿岸基地の建設は既存のインフラストラクチャーを使用し、海洋及び内陸湖の水環境保護区以外で行うものとする。水環境保護区で施設の建設及び作業の実施が容認されるのはトルクメニスタン法で規定された場合のみとする。

13. 埠頭及び補給基地地区の設計に当たっては、環境及び住民の健康の安全を保証する全ての要求を遵守して補給、点検整備、給油作業が行えるように配慮されねばならない。

14. インフラストラクチャー施設の運用が終了し、これを解体する場合、環境保護分野において権限を有する国家機関と合意した計画文書に基づき、土地の再肥沃化を行うものとする。

15. プラットフォームを用いて掘削された油井を撤去する場合、その構造物は種類に関わらず全て解体・撤去するものとし、密閉された油井ケーシングヘッドは漁業及び船舶航行の障害とならないように水底のレベルで切除するものとする。

第45条. 環境モニタリング

1. コントラクターはカスピ海のトルクメニスタン区域を含め、環境に対する否定的影響を防止、除去、軽減し、石油生産業務を環境に安全な形で実施するために環境モニタリングを実施する。

石油生産業務に着手する前、及び石油生産業務を実施する全期間にわたり、コントラクターは自然環境の変化、及び石油生産業務が環境に及ぼす影響の性質に関する情報を日常的に入手するため

のモニタリング・システムを構築する。

2. コントラクターが石油生産業務の各段階における環境への影響を評価する場合、以下を含む環境及び生産モニタリングを行うことを想定する：

1) 地球物理学的調査、試掘、炭化水素資源の採掘などの石油生産業務の各段階が始まる前、及び施設を撤去した後の環境状態の基礎調査；

2) 汚染源のモニタリング；

3) 環境状態のモニタリング；

4) 環境の汚染事故の後遺症のモニタリング

3. コントラクターが環境及び生産モニタリングを行う場合、以下のパラメータの観察を含むものとする：

1) 全ての適用されている項目について大気、土壌、地表水、底質の汚染レベル；

2) 自然循環プロセス及び水理気象指数（水温、気流、風速、風向、降水量、気圧、湿度）

4. 必要な場合、及び環境保護分野の権限ある国家機関の要求により、コントラクターは環境状態の補足調査を行うものとする。

5. コントラクターは環境保護分野の権限ある国家機関が定めた手順により環境状態を観察する形態及び方法を決定する。

6. 生産モニタリングを実施するに当たり、コントラクターは多年にわたって観察を継続するために前年以前の観察結果を考慮し、作業現場（契約領域及びその周囲）に存在する既存のステーションの観測データを用いるものとする。

7. コントラクターは環境・生産モニタリングの結果を管理庁に伝達するものとする。

第Ⅹ章 金融制度及び税制

第46条. 外国為替操作

1. コントラクターによる外国為替操作規則は本法の諸条項を考慮し、トルクメニスタン法に基

づいて決定される。

外国為替操作の手順は契約に記載される。

2. コントラクターが割り当てられた炭化水素資源を販売して得た売上金はトルクメニスタンの銀行及び外国銀行の口座に振り込むことができる。ただし、コントラクターは外貨規制に関するトルクメニスタン法による監督を受けるため、当該銀行口座の残高証明書を管理庁及びトルクメニスタン中央銀行に提出する。

3. コントラクターはトルクメニスタン領内の銀行に口座を開設して、これを運用し、これらの口座を通して石油生産業務の実施に係わる決済をトルクメニスタンの現地通貨建及び外国通貨建で行うことができる。

4. コントラクターはトルクメニスタン側の自然人及び法人と外国通貨による支払を条件とした契約を締結することができる。

5. 本条の諸規定はサブコントラクターについても適用される。

第47条. 税関制度及び契約の登録

1. 石油生産業務の税関制度は本法の諸条項を考慮し、トルクメニスタン法に基づいて運用される。

2. 契約に基づく石油生産業務の実施過程で使用するためにコントラクターがトルクメニスタンに輸入する商品、資材及び設備、及びコントラクターに帰属し、コントラクターが契約に基づいてトルクメニスタンから輸出する生産物についてはトルクメニスタン法に定める関税及び手数料の適用を免除される。

3. 石油生産業務を実施するために使用される商品、資材及び設備の輸入及び輸出に係わる契約はトルクメニスタン国家商品材料取引所への登録を免除されるものとする。

4. 石油生産業務を実施するために使用される商品、資材及び設備のトルクメニスタンへの輸入ならびに当該商品、資材及び設備、コントラクター

一の割当分の炭化水素資源のトルクメニスタンからの輸出に係わる通関手続手順はトルクメニスタン閣僚会議（政府）により決定される。

5. コントラクターが石油生産業務と関係のない事業を行った場合、関税、その他の課徴金の支払は免除されないものとする。

6. 本条の諸規定はサブコントラクターについても適用される。

7. 管理庁の事業が本法に基づき、石油生産業務の実施、その機能及び権限の行使に関連するものである場合、本条の諸規定は管理庁の事業についても適用されるものとする。

第48条. 税金及び課徴金

1. 石油生産業務を行うにあたり、コントラクターは以下の税金及び課徴金のみを支払うものとする：

1) トルクメニスタン税法で定められ、契約に規定された税率による法人利潤税。ただし、トルクメニスタン税法で当該税率が変更された場合であっても、契約の有効期間中であれば、当該税率は変更されないものとする。

2) 地下資源利用課徴金

2. 地下資源利用課徴金には以下を含むものとする：

1) 炭化水素資源採掘量、もしくは生産された生産物価格のパーセンテージで設定され、金銭もしくは採掘された炭化水素資源の一部でコントラクターによって支払われる炭化水素資源採掘ロイヤリティ；

2) 契約調印時、工業的に有意な鉱床を商業的に発見した時、炭化水素資源の採掘量が契約に定めるレベルに達した時、その他の契約に定める場合に一回払いの形で支払われるボーナス。

当該課徴金の計算及び支払方法ならびにその金額は契約に定めるものとする。

3. 石油生産業務を実施する場合においてコントラクターはトルクメニスタン法に定められた、

上記以外の税金、手数料、関税、その他の課徴金はすべて支払う必要はない。ただし、本法に別の規定がある場合にはその限りではない。

4. コントラクターの課税利益は石油生産業務の現場で国際的に適用されている帳簿記載及び会計報告の要領、契約の諸規定及び本条の要求に基づいて定められる。

本条に定める規定とは異なる規定が契約に記載されている場合には、本条の規定を適用する。

石油生産業務の現場で国際的に適用されている帳簿記載及び会計報告の要領とは異なる規定が契約に記載されている場合には、契約の規定を適用する。

契約に反映されていない規定は石油生産業務の現場で国際的に適用されている帳簿記載及び会計報告の要領に基づいて適用する。

二重課税回避に関するトルクメニスタンの国際条約の適用に係わる手順はトルクメニスタン法に基づいて決定される。

5. 石油生産業務を実施するに当たり、サブコントラクターである法人は法人利潤税のみを支払うものとし、当該法人に対しては本条第3項の規定が適用される。

6. 本法に基づき、事業により得られるサブコントラクターの課税利益を決定する手順は本条に定める特殊性を考慮し、トルクメニスタン税法で定めるものとする。

別の事業のサブコントラクターとなる者に対する課税は一般に定められている方法によりトルクメニスタン税法に基づいて行うものとする。

7. 課税利益を決定する場合、以下の特殊性を考慮する：

1) 本法に定める方法により課税される利益の算定に用いられるコントラクターの総収入には契約に定める全ての収入を含むものとする。コントラクターのその他の収入は、トルクメニスタン税法に定める方法により課税される総収入に含まれるものとする。

2) 商品の販売、業務の遂行及び役務の提供による収入を決定するために、実勢市場価格としてコントラクター及びサブコントラクターが実際に適用した価格（料金）を適用する。

上記の規定は、価格及び料金が実勢市場価格を著しく（10%以上）上回るような商品、業務及び役務の調達に要した費用を控除することをコントラクター及びサブコントラクターの権利とみなすものではなく、また、こうした事態が発生した場合にコントラクター及びサブコントラクターの課税利益の修正を行う税務当局の権利を排除するものではない。

3) コントラクターもしくはサブコントラクターに帰属する資産の売却による収入への課税は、トルクメニスタン領内での事業の終了時に本法の諸規定を考慮して行うものとする。同様の方法はコントラクターもしくはサブコントラクターの事業実施期間中において当該人に帰属し、使用不能になった、もしくは古くなった機械、設備及びその他の資産の売却に対しても適用される。当該事業には本条第3～5項が適用される。

4) コントラクターの資産の所有権を管理庁に移転させ、その価格をコントラクターの費用の償還として充当する場合、及び契約に定めるその他の場合には、コントラクターが当該資産を売却したものはみなさないものとする。当該資産がコントラクターから管理庁に移管した後にコントラクターがこれを無償で使用した場合、収入とはみなさないものとする。

5) 契約に定める場合において、トルクメニスタン国外のコントラクターの関係会社が提供した営業支援全体に対するコントラクターの総営業経費の一部については、当該契約に定めるパーセンテージで計算された固定値によりこれを控除するものとする。

6) 契約に基づくコントラクターの権利及び義務の全部もしくは一部を新しいコントラクターに譲渡したことによる収入は課税所得とみなされる。

新しいコントラクターが契約に基づく権利及び義務の全部もしくは一部を取得した価額は費用とみなされ、4年間にわたり減価償却費として控除されるものとする。

7) サブコントラクターの減価償却費は石油生産業務の現場で国際的に適用されている帳簿記載及び会計報告の要領に基づき、資産の妥当な耐用年数に従ってサブコントラクターが定めた基準により算定される。無形資産の減価償却費はトルクメニスタン法に定める条件を遵守し、それが収入を得るために実際に使用されていることが確認された場合にのみコントラクターにより控除されるものとする。無償で入手した資産は減価償却の対象となる資産から除外される。

8) 一時的労働不能手当及びその他の社会保障手当もしくはトルクメニスタン法及び（あるいは）契約で定められ、コントラクターの負担で労働者に支払われる支払金は、たとえそれらの費用が補償対象外の出費であるとしても、経費として計上される。

9) コントラクター及びサブコントラクターである者の税法上の特典はトルクメニスタン税法の諸条項に基づいてのみ適用される。

10) コントラクターの損失の繰越は契約に定めるものとするが、その期間は炭化水素資源の商業的採掘開始から10年以内とする。炭化水素資源の商業的採掘開始以前にコントラクターが支出した全ての費用は、商業的採掘開始後に契約に定める基準により減価償却費として控除されるものとする。

8. サブコントラクターである自然人はトルクメニスタン税法に基づき、一般に定める手順により算定される個人所得税を納付するものとする。

9. トルクメニスタン領内に常設代表部を設置せずに事業を行う外国法人であるサブコントラクターについては、支払われる収入に対してトルクメニスタン税法に定める税率及び手順により控除することなく、課税されるものとする。当該税金

の額に応じて、実施される業務及び提供される役務の対価を増額させてはならない。

10. コントラクターがその地位を得る前の課税については、トルクメニスタン税法に定める手順によりこれを行うものとする。

11. サブコントラクターの地位にある者について、コントラクターもしくはその他のサブコントラクターとの契約による個別の種類別の石油生産業務を契約の枠内において実施する事業に従事していなかった期間における当該サブコントラクターへの課税は、トルクメニスタン税法に定める手順によりこれを行うものとする。

12. コントラクターが2件以上の契約の当事者である場合、収入及び控除、ならびに個々の契約によって得られる利益への課税額は個別に計上しなければならない。

13. コントラクターが石油生産業務以外の事業を行う場合、収入及び支出（控除）、ならびに石油生産業務に係わる課税利益を契約別、ならびにその他の事業別に分離して計上しなければならない。個々の種類の支出（控除）を分離して計上することが不可能である場合、当該人の全収入の累計額に占める関連収入の割合に応じて支出を比例配分する。

上記の規定はサブコントラクターが石油生産業務に係わりない事業を行う場合にサブコントラクターにも適用される。

14. コントラクター及びサブコントラクターにとっての会計期間及び課税期間は課税年度と同一とする。コントラクター及びサブコントラクターの納税申告書提出及び納税期限については契約の諸条項に定める。サブコントラクターが複数のコントラクター（サブコントラクター）のために石油生産業務を行っている場合で、契約に基づく期限が異なる場合には、最も遅い期限を適用する。

上記の自然人もしくは法人については予定納税を行わないものとする。

契約で納税申告書提出及び納税期限についての

規定がない場合、トルクメニスタン税法に定める期限を適用する。

15. コントラクター及びサブコントラクターは自由交換可能な通貨により納税管理人を介して利潤税を納付することができる。

16. コントラクターが複数の契約それぞれに関してコントラクターである場合、もしくはある契約に関してコントラクター、もしくはサブコントラクターであると同時にその他の事業も行っている場合、納税申告書の作成は契約別もしくはその他の事業別に行うものとする。

17. コントラクターは本条の規定を適用するために管理庁及びトルクメニスタン国家税務総局が定めた手順によりサブコントラクターの地位についても確認するものとする。

18. 契約締結後に新しい税金もしくは課徴金が導入された場合、コントラクターはその内の本来支払うべき税金及び課徴金に代わって制定されたものだけを支払う。その場合、支払うべき課徴金の総額は、契約発効時にコントラクターが支払うべきものとして定められた税金及び課徴金の金額を超えないものとする。

19. コントラクター及び（もしくは）サブコントラクターは、管理庁との書面による合意に基づき、人道援助、慈善もしくはその他の援助として商品（業務の遂行及び役務の提供）を無償でトルクメニスタン法人に譲渡した場合において、当該商品（業務の遂行及び役務の提供）の無償譲渡について契約の条件に規定されていない場合であっても、トルクメニスタン法に規定された税金、手数料、関税、その他の課徴金の支払を免除されるものとする。

20. コントラクター及びサブコントラクターはトルクメニスタン法に規定された罰金、金融制裁及び延滞料の支払を免除されることはない。

21. 自然人の所得税、コントラクター及びサブコントラクターに雇用されて働く自然人から徴収される市町村領内の整備に係わる目的別課徴金の

算定及び納付はトルクメニスタン税法に基づき、一般的に定める手順により行うものとする。

第49条. 会計記帳及び監査

1. 石油生産業務を実施するに当たり、コントラクターは石油生産業務の現場で国際的に採用されている会計記帳及び会計報告の要領、及び契約の条項に基づいて財務諸表を作成する。ただし、会計記帳の通貨単位としては自由交換可能通貨を適用する。

コントラクターが石油生産業務以外の事業を行う場合にはトルクメニスタン法に基づき、会計記帳を行い、財務諸表を作成する。

2. コントラクターが財務諸表及び統計報告書を作成し、管理庁及びその他の権限を有する国家機関に提出する手順は当該機関との合意に基づき、管理庁が定めるものとする。トルクメニスタンの会計記帳規格に基づく財務諸表は作成しないものとする。

3. トルクメニスタンの国家機関に提出される財務諸表は年間総計として作成される。当該財務諸表には、本条第2項の要求に基づき、当該財務諸表の指数を会計年度末日のトルクメニスタン中央銀行の公式為替レートでトルクメニスタン通貨に換算して作成される財務諸表の形式を用いるものとする。

4. コントラクターの財務経済活動の監査は管理庁もしくはトルクメニスタン閣僚会議（政府）から特別に権限を付与された他の国家機関が行うものとする。上記の機関は国際的な専門家を含め、独立した監査サービス会社に業務を委嘱することができる。

5. トルクメニスタン税法の遵守状況の検査に当たっては、トルクメニスタン税務機関が本法の諸条項を考慮し、トルクメニスタン税法に定める手順により検査開始の20日前に管理庁に書面にて通告した上で行うものとする。

6. 本条の規定は、契約の適用に関する規定を

除き、サブコントラクターに対しても適用されるものとする。

第50条. 石油生産業務の実施時における補償対象外の出費

石油生産業務の実施に際し、コントラクターには以下の種類の出費は補償されないものとする。

- 1) コントラクターの利潤（所得）税；
- 2) 炭化水素資源採掘ロイヤルティ；
- 3) 契約調印時、工業的に有意な鉱床を商業的に発見した時、炭化水素資源の採掘量が契約に定めるレベルに達した時、その他の契約に定める場合に一回払いの形で支払われるボーナス；
- 4) コントラクターの権利譲渡に係わる税金など出費；
- 5) 罰金、延滞料、違約金、その他のトルクメニスタン法違反としてコントラクターに適用される金融・行政制裁；
- 6) コントラクター側の法人及び自然人、従業員が引き起こし、トルクメニスタン法に基づいてコントラクターが補償すべき損害及び損失；
- 7) コントラクター側の外国法人及び自然人、従業員が引き起こし、外国の裁判所及び国際仲裁裁判所の判決に基づいてコントラクターが補償すべき損害及び損失；
- 8) 管理庁の同意を得ずにコントラクターが行った出費；
- 9) 石油生産業務の実施に係わる出費；
- 10) 契約条件で規定されるその他の補償対象外の出費。

第51条. 管理庁の収入源及び課税

1. 管理庁の収入源は以下の通りとする：

1) 炭化水素資源採掘量、もしくは生産された生産物価格のパーセンテージで設定され、金銭もしくは採掘された炭化水素資源の一部でコントラクターによって支払われる炭化水素資源採掘ロイヤルティ。

2) 契約調印時、工業的に有意な鉱床を商業的に発見した時、炭化水素資源の採掘量が契約に定めるレベルに達した時、その他の契約に定める場合に一回払いの形で支払われるボーナス。

3) 生産物の分配の結果として分配に関する契約（協定）の枠内で管理庁が受領する収入；

4) コントラクターが石油生産業務を実施した際に他の種類の契約で管理庁が受領する収入；

5) 本法に基づいて締結されたその他の契約に基づき、また、資産及び金融資産などの自ら所有の動産ならびに（もしくは）不動産の運用など、管理庁の事業の結果として管理庁が受領するその他の収入。

2. 管理庁は本条第1項第1～4号に記載された収入金額の10%をトルクメニスタン国庫に納付する。

トルクメニスタン国庫への納付金の算定及び納付手順はトルクメニスタン財務省、トルクメニスタン国家税務総局及び管理庁により決定される。

上記の納付金を支払った後の管理庁の収入の残額は課税対象外であり、管理庁の課税利益を算定する際の総収入には含めないものとし、管理庁の裁量に委ね、管理庁がその決定に基づいて独自に使用するものとする。

3. 管理庁に対しては本法第48条に定める課税方法を適用する。その際、本条第1項第5号に記載した収入に係わる利潤（所得）税はトルクメニスタン税法に基づき、一般に定める方法により算定され、納付される。その際、ロイヤルティの形で、また、分配に関する契約（協定）の枠内で生産物の分配の結果としての現物収入の形（本条第1項第1、3号）で受領した炭化水素資源の価格を控除額として、その後の炭化水素の売却による管理庁の課税利益を算定する。

資産の所有権がコントラクターから管理庁に移管された後に、コントラクターに付与された資産の無償使用权については収入とはみなさないものとする。当該資産を売却した場合、トルクメニス

タン法に定める基準に基づいて定められる残存価格が控除対象となる。

管理庁が利潤（所得）税を算定、納付し、納税申告書を提出する手順はトルクメニスタン税法第46条第1項に定める特殊性を考慮して決定する。

管理庁が利潤（所得）税を納付した後の本条第1項第5号に記載した収入の残額については管理庁がその決定に基づいて独自に使用するものとする。

第X章 法的条件

第52条. 契約条件の安定性

トルクメニスタンが加盟する国際条約の変更などを理由として、契約締結時に有効だったトルクメニスタン法が変更され、契約の商業的条件及び契約当事者双方の利害に著しい影響を及ぼす場合、良心的なパートナーシップに則り、契約締結時点における契約条件から期待される経済的成果及び契約当事者双方の利益の均衡を図るために、管理庁及びコントラクターは契約内容に修正を加えるものとする。

環境及び住民の健康保護、地下資源の保護、安全操業に係わる基準、規則、労働法規格についてトルクメニスタン法により修正が加えられる場合には、国際的に適用されている同様の基準、規則及び規格に対応させるための修正を含め、契約条件変更に関する上記の規定は適用されないものとする。

第53条. コントラクターの権利及び義務の譲渡

1. コントラクターがライセンス及び契約に定める自分の権利及び義務の全部もしくは一部を譲渡もしくは抵当に入れることができるのは管理庁の書面による事前の許可がある場合のみとする。

2. コントラクターの経営及び管理状況に変更

が生じた場合、コントラクターは速やかにこの件を管理庁に通告しなければならない。この場合、管理庁は一方的にライセンスを取り消し、契約を破棄する権利を有する。

3. 契約に係わる権利及び義務の譲渡は書面によって行うものとし、契約に定める手順により契約の不可分の一部となる特別確認書を作成するものとする。

4. コントラクターがライセンス及び契約に何らかの関わりを持っている限り、コントラクター及び同人から権利と義務を譲渡された者は、契約に係わる責任を共同で負うものとする。

5. 権利及び義務の譲渡に関わる経費はコントラクターが負担する。

6. 管理庁はコントラクターの契約への出資比率を購入する優先権を有する。

第54条. 資産及び地下資源に関する情報の所有権

1. コントラクターが契約に基づいて石油生産業務を実施するために調達、もしくは新たに形成し、使用している資産の所有権はコントラクターに帰属する。

上記の資産の価額が全て補償され、もしくは契約に定める手順で補償された日から上記の資産に対する所有権はコントラクターから管理庁に移転する。

ただし、契約の有効期間中においてコントラクターには石油生産業務を遂行するために上記の資産を無償で使用する権利が付与されるものとし、コントラクターは当該資産の保全及び偶発的な全損もしくは偶発的な破損のリスクに対して責任を負うものとする。

2. コントラクターが石油生産業務を実施する過程で入手した地質学、地球物理学、地球化学、生態学及びその他の分野の情報、それを解析した結果及び派生的なデータ、石油及びガスの埋蔵量に関する情報、岩芯、端水などの岩石及び鉱石の

サンプルの所有権はトルクメニスタン閣僚会議（政府）に帰属する。

この情報にはコントラクターの財産権及び商業上の秘密に関わる情報は含まれないものとする。

3. コントラクターは本法第62条及び契約で規定された機密保持条件を厳守する限りにおいて、本条第2項に記載した情報、データ及びサンプルを契約に基づく石油生産業務を遂行するために無償で使用する権利を有する。

4. コントラクターもしくはそのサブコントラクターがトルクメニスタン閣僚会議（政府）に帰属する情報、データ及びサンプルを石油生産業務遂行の過程でトルクメニスタン国外に持ち出す手順については、トルクメニスタン法に基づいてこれを規定し、契約に記載するものとする。

第55条. 保険

1. コントラクターは以下の種類の保険に加入し、これを保持するものとする：

1) 装置、設備、その他、石油生産業務を実施する過程で使用されるコントラクターの資産に適用される、《オール・リスク》パッケージに対応する保険；

2) 炭化水素資源及び随伴物がコントラクターから（管理庁の割り当てられる生産物の一部として）管理庁もしくはその他の主体に譲渡される時点及び地点に至るまでに損失を蒙った場合に適用される保険；

3) 契約領域内及びその領域外において空気、水、土壌及び下層土の汚染を含む、自然環境に起因する損害の修復ならびに予防措置に関わる費用を補償する保険；

4) 石油生産業務の過程、もしくはそれに関わる財産上の損害及び生命、健康の被害を補償する《総合責任》型の保険；

5) 契約領域内の油井での事故に起因する油井の管理及び再掘削に関わる費用を補償する《油井管理》型の保険；

6) コントラクターの従業員及び石油生産業務実施のために雇用された者の保険となる《健康、生命、事故》型の保険；

7) トルクメニスタン法で規定されている強制型の保険；

8) その他、石油生産業務の現場で国際的に適用されている保険；

2. コントラクターは以下の義務を負うものとする：

1) 石油生産業務に保険を掛ける場合には保険に関するトルクメニスタン法の諸条項を遵守する；

2) 石油生産業務に関わるオペレーター及びサブコントラクターに対して、然るべき請負契約及び保険に関するトルクメニスタン法の諸条項に定める種類及び金額の保険に加入し、これを保持するよう要求するものとする。

第56条. 労使関係

1. コントラクターと従業員との労使関係はトルクメニスタンの労働法、団体労働協約、個別労働契約、及びトルクメニスタンの労働法に基づいて採択されたその他の基準法令文書により調整される。

2. コントラクターは外国人従業員を雇用する権利を有する。ただし、外国人従業員の数は契約発効後1年以内でコントラクターが雇用した全従業員数の30%を超えてはならない。

コントラクターが設定された割当人数を超過して外国人従業員を雇用するのは、その分野にしかるべき専門能力及び資格を有するトルクメニスタン人従業員がいない場合のみとし、管理庁との合意に基づいてこれを行うものとする。

3. コントラクターと外国人従業員との労働契約は、同種の労働契約を締結する場合に国際的に行われている慣行に基づく特例条項を加えることができる。この場合、外国人従業員の労働法上の権利を保証する水準はトルクメニスタン法で定め

られたトルクメニスタン人の労働法上の権利を保証する水準を下回ってはならない。

4. 本条の規定はサブコントラクターに対しても適用されるものとする。

第57条. 社会保険及び社会保障

1. コントラクターとの間で労働法上の権利関係を有する従業員の社会保険及び社会保障（外国人従業員の年金保障を除く）はトルクメニスタン法により調整される。

2. コントラクターは外国人従業員がトルクメニスタン領内で社会保障の特典を受けることを希望した場合、当該従業員に対する国民社会保険の掛金を納付することができる。

3. 本条の規定はサブコントラクターに対しても適用されるものとする。

第58条. コントラクターの権利の保証

コントラクターの権利はトルクメニスタンが加盟する国際条約の諸規定、本法、ライセンス及び契約に基づき、保護される。

第59条. 紛争の解決

1. 紛争：

a) ライセンスの効力一時停止及び取消に係わる管理庁とライセンス保有者との紛争は可能な限り、話し合いにより解決されるものとする；

b) 契約の履行に関わる紛争は可能な限り、国際的な専門家を交える話し合いも含め、話し合いにより解決するか、もしくは、事前に契約で合意した紛争解決の手順に従って解決するものとする。

2. 本条第1項に記載した紛争が、紛争当事者の一方が他方に対して書面を送ってから3カ月が経過しても、本条第1項に記載した方法では解決できない場合には、当事者のいずれか一方が他方に対して事前に書面で通告した上で、契約に基づき、国際調停機関に訴えることができる。

3. コントラクターと管理庁及びその他のトル

クメニスタン法人及び自然人との上記以外の紛争は全て、トルクメニスタンのカズィエト及びアラーチ・カズィエトにより解決されるものとする。

第60条. 不可抗力

1. コントラクターがライセンス及び（もしくは）契約の条件を履行しない、あるいはトルクメニスタン法の要求を遵守しなかったとしても、それが戦争、戦争の脅威、自然災害、その他のトルクメニスタンの非常事態法に規定する事態で、コントラクターの意志及び行動とは関わりのない事態、もしくは、契約で不可抗力の事態として規定された他の原因によるものであった場合においては、これは違反とはみなされない。

2. 不可抗力の事態が発生したためにライセンス及び（もしくは）契約の条件を履行できなくなった場合、コントラクターは直ちに、当該事態が発生した原因を記載し、その旨を管理庁に通告するものとする。

3. コントラクターが不可抗力の事態により、本法、ライセンス及び契約に基づく権利及び義務を履行できなかった場合、その期間についてライセンス及び契約の有効期間を延長できる。

4. 不可抗力の事態が1年以上継続した場合、契約当事者のいずれか一方が他方に対して契約の破棄を提案することができる。双方が合意した場合、契約は破棄されるものとする。

5. 不可抗力の事態が2年以上継続した場合、契約当事者のいずれか一方が1カ月前に他方に通告した上で、一方的に契約を破棄することができる。

コントラクターが石油生産業務の実施に関わる自分の費用を補填できなかった場合、コントラクターが同意すれば、契約は破棄されるものとする。

6. 不可抗力の事態が5年以上継続した場合、管理庁は契約に基づくコントラクターの費用を補償した上で、コントラクターとの契約を一方的に破棄することができる。補償金額及び方法につい

ては管理庁とコントラクターとの話し合いにより決定する。

7. 本条の規定は本法、ライセンス及び契約に定める、期限内の支払に関する要求には適用されないものとする。

第X I 章 最終条項

第61条. 管理庁が要求する情報

管理庁はコントラクターに対して炭化水素資源の国際価格など、石油生産業務に関する情報及びデータを書面にて提供することを義務づけることができる。コントラクターは当該情報を提供するものとする。

第62条. 情報の機密性

1. 契約当事者のいずれも、他方の書面による同意がなければ、石油生産業務に関連して機密扱いになっている情報を開示、公表し、第三者に提供してはならない。

2. 法律顧問、会計士、その他の顧問、保証人、債権者、サブコントラクター、貨物輸送会社に対して機密情報を提供する場合には、当該関係者が入手した情報を漏洩しないという誓約書を提出させるものとする。

第63条. トルクメニスタン閣僚会議(政府)の不可侵性

ライセンス保有者であるコントラクターが本法、ライセンス及び契約に基づいて自らの権利を行使し、義務を履行する際の何らかの行動をめぐって、第三者から政府に対して行動、クレーム及び要求が突きつけられるようなことがあった場合、ライセンス保有者であるコントラクターはトルクメニスタン閣僚会議(政府)がこれについては不可侵であることを保証するものとする。

第64条. 本法の発効

1. 本法はそれが公式に発表された日から発効する。

2. 本法の発効日以降、以下の法令は失効するものとする：

2005年12月6日にトルクメニスタン国会が採択した『炭化水素資源に関する』トルクメニスタン法(新訂版)(トルクメニスタン国会公報、2005年第3、4号27頁)；

2007年3月30日にトルクメニスタン国会が採択した『トルクメニスタン法令の修正に関する』トルクメニスタン法第5条(新訂版)(トルクメニスタン国会公報、2005年第1号40頁)；

3. トルクメニスタンの法律及びその他の基準法令を本法に対応させるまでは、それらの法律及び基準法令はそれが本法と矛盾しない限りにおいて適用するものとする。

4. 本法の効力はそれが発効した後に発生した双方の権利関係に適用するものとする。

本法が発効する以前に発生した双方の権利関係については、本法の諸規定は本法が発効した後に発生した権利及び義務に適用されるものとする。

本法が発効したことに伴って失効したと認められるトルクメニスタンの基準法令に基づいて発生した双方の権利関係に対しては、当該基準法令が適用されるものとする。ただし、当該権利関係の当事者が本法の諸規定に基づいて自らの相互関係を調整する希望を表明した場合にはその限りではない。

本法の発効以前にライセンスを取得したライセンス保有者及び現行契約の当事者の立場を悪化させる本法の基準には遡及効力はないものとする。

5. 本法の発効によって、以前に発行されたライセンス及び現行契約の期限が変更されることはないものとする。

6. 本法第9条第2項の規定は2005年10月18日から発生したしかるべき権利関係に適用されるものとする。

7. 本法では対応できない個々の種類の石油生産業務のライセンス交付については、『個々の種類の事業のライセンス交付に関する』トルクメニスタン法に基づいてこれを行うものとする。

トルクメニスタン大統領
ガルバングルイ・ベルディムハメドフ
アシガバード
2008年8月20日